

令和 8 年度 松田町公共ライドシェア（自家用有償旅客運送）運行事業
補助事業者 募集要領

第 1 事業内容に関する事項

1 事業名称

令和 8 年度 松田町公共ライドシェア運行事業

2 背景及び本事業の目的

松田町（以下「当町」という。）においては、近年の深刻な運転手不足等を背景とした路線バスの減便などにより、寄方面への夜間帯における地域住民（主に通勤・通学帰宅客等）の移動手段の確保が喫緊の課題となっている。

この交通空白・時間帯における課題を解消し、住民が夜間でも安心・安全に帰宅できる生活環境の維持および利便性向上を図るため、当町は道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 78 条第 2 号の規定に基づく「自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）」を活用した新たな移動サービスを創出する。

本公募は、当町における地域交通の課題や地理的特性を理解し、既存の一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「バス・タクシー事業者」という。）との緊密な連携のもとで適切な安全運行管理体制を構築するとともに、新たな移動サービスを持続的かつ安定的に運行・運営できる非営利法人等を、補助事業者（運行実施主体）として広く募集し、選定することを目的とする。

3 事業内容等

補助事業者は、以下の仕様を基本として運行計画を策定し、実施するものとする。

- ① 事業名：令和 8 年度 松田町公共ライドシェア運行事業
- ② 法的根拠：本事業は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 78 条第 2 号の規定に基づく「自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）」として運行する。国土交通省のガイドラインに準拠し、運行管理・整備管理体制については、補助事業者が自ら構築するほか、バス・タクシー事業者等へ運行管理・整備管理・運行（ドライバー業務）等の業務を委託（又は協力体制を構築）する「事業者協力型自家用有償旅客運送」の仕組みを適用することができるものとする。
- ③ 運行日：令和 8 年 10 月頃（予定）から令和 9 年 3 月 31 日まで（土日祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）を除く）
- ④ 運行区間：新松田駅南口から寄（やどりき）地区への区域運行とする。
- ⑤ 運行形態：定時運行とし、ルートは定めず、乗客の希望に応じて所定の区域へ

運行する。

- ⑥ 運行ダイヤ：新松田駅南口発の便を運行し、①20時00分発、②21時00分発の2便を基本とする。

なお、具体的な運行便数・時間帯・発車時刻等については、応募団体からの提案を踏まえ、松田町地域公共交通会議での協議を経て決定するものとする。

- ⑦ 運送対価：基本対価は1人1乗車あたり600円（定額）とする。

割引対価の区分及びその内容（対象者・割引額等）については、応募団体の提案によるものとする。ただし、割引対価の区分等については、松田町地域公共交通会議での協議・承認を経て正式に決定するものとする。

- ⑧ 乗車方式：夜間帯における帰宅住民の利便性と乗車ハードルを考慮し、事前登録及び事前予約は不要とする。

前号に定める各便の定時発車を基本とし、新松田駅南口の分かりやすい乗車場所において、先着順で乗車できる運行体制を敷くものとする。

- ⑨ 復路の運行：寄地区から新松田駅南口方面等への復路の運行（回送車両の営業運行化等）については、事業の効率性や住民の利便性向上の観点から、応募団体からの任意の提案事項とする。

- ⑩ 事業期間：交付決定の日から令和9年3月31日まで

なお、実運行期間は、令和8年10月頃（予定）から令和9年3月31日までとするが、事業開始に向けた広報活動、運輸支局への登録申請、ドライバー確保等の準備行為に係る経費については、交付決定以降に発生したものに限り補助対象として認めるものとする。

4 運送対価の取り扱いについて

本事業の持続可能性を高め、補助事業者の創意工夫による利用促進（需要創出）を促すため、運送対価の取扱いは以下の通りとする。

項目	具体的な要件及び精算ルール
(1) 月次基準人数（ベースライン）の設定・適用	当町は、確実に見込める最低限の需要ラインを「月次基準人数」として以下の通り設定する。 月次基準人数 = 3.20人 × 当該月の運行日数。 当該月の乗車人数のうち、月次基準人数に達するまでの対価収入は、補助対象経費から控除する。 ※「3.20人」は、令和7年度に実施した「新松田駅～寄線土休日夜間実証運行」における往路便（新松田駅発寄行）の1日あた

項目	具体的な要件及び精算ルール
	り乗車実績（19 時 55 分発 2.07 人／便、20 時 45 分発 1.13 人／便）に基づき設定したものである。
（2）乗車人数変動時の取り扱い	実績乗車人数が前号の月次基準人数を超過した場合における対価収入の取り扱いについては、第 5 の 4 に定めによる。
（3）月次確定	上記に基づく毎月の運送対価の額の確定、及びそれに伴う補助金額の精算手続きについては、第 5 の 6 に基づき行う。

第 2 町からの支援措置及び役割分担

1 車両の無償貸与（使用貸借）

当町は、本事業の速やかな運行体制を構築するため、当町が所有する以下の公用車を補助事業者は無償で貸与（使用貸借契約を締結）するものとする。

- （1）主たる車両：ワンボックス車両（ハイエース等・10 名乗り／乗客定員 8 名）1 台
- （2）予備車両：ミニバン等（町有車）必要に応じて町が指定する車両

※なお、貸与車両の車検証上の名義（所有者・使用者）は当町のままとし、補助事業者は当町から使用を認められた車両として運行するものとする。

2 貸与車両の維持管理に伴う補助事業者の責務

補助事業者は、貸与車両の運行及び維持管理にあたり、以下の責務を負うものとする。

- （1）維持管理実務の執行：運行に伴う燃料の補給、日常点検、消耗品（オイル、タイヤ等）の交換・補充その他車両の稼働に必要な維持管理実務は、補助事業者の責任において執行・管理すること。
- （2）善良な管理者の注意義務：補助事業者は、貸与車両を善良な管理者の注意をもって管理・運行しなければならない。補助事業者の過失による車両の破損、汚損等が生じた場合の修理・復旧は、補助事業者の負担と責任において行うこと。

3 町及び補助事業者の役割分担

本事業は、町と補助事業者がそれぞれの役割を果たし、協働して運営する。その役割分担は下表の通りとする。

区分	松田町の役割	補助事業者の役割（実施主体）
制度・環境	○地域公共交通会議の	○地域公共交通会議における運行計画等に関

区分	松田町の役割	補助事業者の役割（実施主体）
	運営、合意形成 ○関東運輸支局等の行政機関との総合調整 ○予算措置（補助金の交付）	する説明及び運行実績の報告 ○道路運送法第 79 条に基づく登録申請手続き ○関係法令及びガイドラインの遵守
資源・車両	○公用車（車両本体）の無償貸与 ○町広報、ホームページ等による周知	○ドライバー（二種免許保持者又は自家用有償旅客運送運転者講習修了者等）の確保、法定研修の受講
運行・安全	○補助事業者に係る効果検証	○本事業の運行管理

4 補助事業者が講ずべき事故補償措置等

本事業の実施にあたり、安全を担保し万が一の事態に対応するため、補助事業者は以下の措置を講じなければならない。

- (1) 任意自動車保険への加入義務：補助事業者は、貸与車両の運行に際し、対人・対物賠償無制限の任意自動車保険（搭乗者傷害保険等を含む）に必ず加入すること。
- (2) 事故処理及び賠償責任の帰属：本事業の実施中における交通事故、人身・物損事故、及び車内トラブル等が発生した場合、その事故処理及び被害者等への損害賠償対応は、すべて補助事業者の責任と負担において処理するものとする。

5 利用者からの苦情処理及び対応体制

補助事業者は、利用者からの問い合わせ、要望及び苦情等に迅速かつ適切に対応するため、適切な窓口及び対応体制を常時構築しなければならない。また、重大な苦情や運行上のトラブルが発生した場合は、直ちにその内容及び対応結果を町に報告するものとする。

第3 応募手続きに関する事項

1 基本資格

本事業に応募できる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 79 条に基づく「自家用有償旅客運送」の登録実施主体となる

ことができる非営利法人等、又は当該非営利法人等を代表者とする共同事業体等（以下「応募団体」という。）とする。

2 欠格事項

欠格事項は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本公表から交付決定の日までの間に松田町指名停止措置要領に基づく参加停止等の措置を受けている期間がある者
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 条）第 2 条第 2 号及び同条第 6 号の規定による暴力団及び暴力団員の経営する企業もしくは実質的に経営を支配する企業またはこれに準ずる者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 国税及び地方税（法人税、消費税、都道府県税、市区町村税等）の未納（滞納）がないこと。

3 公募スケジュール（予定）

項目	日程（予定）
質問書の受付期限	令和 8 年 8 月 14 日（金）17 時まで
質問への回答（町 HP 掲載）	令和 8 年 8 月 21 日（金）まで
応募書類の提出期限	令和 8 年 8 月 31 日（月）17 時まで（必着）
書類審査	令和 8 年 9 月上旬
選定結果の通知	令和 8 年 9 月上旬（審査後速やかに）
第 2 回松田町地域公共交通会議（説明及び実施承認）	令和 8 年 9 月中旬
交付申請及び交付決定	令和 8 年 9 月下旬頃
運行開始	令和 8 年 10 月中旬頃（予定）

※スケジュールは、応募状況等により変更する場合がある。変更する場合は町ホームページ等で周知する。

4 提出書類について

応募団体は、本募集要領を厳守の上、次の通り指定する書類を取りまとめ、

町が指定する電子メールアドレス（第3の8に記載）宛に、PDF形式の電子データにて令和8年8月31日（月）17時までに提出すること。

- (1) 公共ライドシェア運行事業者応募申請書（様式1）
- (2) 団体概要書（様式2）
- (3) 事業提案書（様式3）
- (4) 収支予算書（様式4）

5 提出に係る注意事項

- (1) 様式1については、押印後にスキャンしたPDFにて提出すること。
- (2) 添付ファイルの合計容量が10MBを超える場合は、分割して送信すること。
- (3) 提出は、3営業日以内に送信する町の返信メールをもって提出完了とする。返信メールが得られない場合は、必ず町へ電話連絡すること。

6 質問の受付及び回答

本募集に関する質問事項がある場合は、令和8年8月14日（金）17時までに電子メールにて送信すること。（電話や口頭による質問は受け付けない。）

質問及び回答内容は、質問者の固有情報を除き、令和8年8月21（金）までに町ホームページで公表する。（個別回答は行わない）

7 応募に関する留意事項

- (1) 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出後の書類の差し替え・追加・変更は、原則として認めない。
- (4) 虚偽の記載が判明した場合は、失格又は選定取消しとする。
- (5) 選定結果に対する異議申立ては受け付けない。

8 申請書提出及び問い合わせ先

松田町政策推進課 経営戦略係

所在地：〒258-8585 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領 2037 番地

電話：0465-83-1222／メール：kikaku@town.matsuda.kanagawa.jp

第4 審査・選定方法

1 審査・選定の方法

当町は、応募書類の審査を実施し、最も優秀な提案を行った1団体を補助事業者（最優秀提案者）として選定する。

2 選定の視点

各応募団体の選定にあたっては、以下の視点に基づき、総合的に評価する。

評価項目	評価の着眼点（審査基準）
① 実施体制・資金管理能力	○本事業を最後まで確実にやり遂げる組織体制が整っているか。
② 運行計画	○松田町内の地理的特性、夜間帯における帰宅客の移動ニーズを理解し、乗客が迷わず手軽に乗車できる、分かりやすい運行計画となっているか。 ○事業を浸透させ、利用者を増やすための広報・周知プロモーション策が効果的なか。
③ 安全管理体制・事業者連携	○法令を遵守した安全管理体制（点呼や教育等）が具体的に設計されているか。 ・自社での体制構築、または交通事業者との連携のいずれにおいても、安全運行管理が確実に機能する計画となっているか。
④ 運行効率化	○運行効率化に向けた、独自の工夫やアイデアが盛り込まれているか。
⑤ 収支計画の妥当性	○町が予め提示した「月次基準人数（ベースライン）」及び予算上限（案）を前提とした上で、人件費、燃料費、保険料等の経費積算の根拠が明確であり、合理的かつ持続可能な収支計画になっているか。

3 結果の通知及び交付決定等の手続き

- (1) 選定結果（採択又は不採択）は、すべての応募団体に対して書面にて速やかに通知するとともに、町ホームページ等で最優秀提案者名を公表する。
- (2) 最優秀提案者は、速やかに町と事業計画に関する詳細な協議を行い、公共交通会議にて承認後、補助金の交付申請の手続きを行うものとする。
- (3) 最優秀提案者が交付決定を辞退した場合、又は正当な理由なく期日までに協議が整わない場合は、次点者（第2位の団体）を繰り上げて選定することがある。

第5 補助金の交付及び経費精算

1 補助金の交付決定

補助金の交付については、地域公共交通会議において事業者の選定結果を諮り、同会議での承認を得た後、町長が交付決定を行うものとする。

2 補助金の上限額

本事業に要する経費の補助額は、550 万円を上限とする。

3 補助希望金額の算出等

補助希望額は、次の計算式により算出するものとする。

【算出式】 補助希望額 = 総事業費 - (3.20 人 × 当該月の運行日数 × 600 円)

4 乗車人数の変動に伴う取扱い

実際の乗車人数が前項の基準人数を上回った場合においては、補助金の減額は行わない。(収入の超過分は事業者に帰属する)

5 補助対象経費の範囲

本事業の補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、本事業の準備及び運行・管理に要する経費とし、その範囲は次の通りとする。

- ① 本事業の運営管理、及び実際の運行を担う人材の確保や業務委託等に要する経費
- ② 貸与車両の日常的な運行、維持管理、及び安全確保のための保険加入等に要する経費
- ③ 本事業の実施に向けた広報活動や、ドライバーの募集・研修等に要する経費
- ④ 本事業の実施に伴い発生する付随的な事務処理、通信連絡、及び運営管理に要する経費

6 補助事業者による実績報告の提出

補助事業者は、町による本事業の効果検証、将来的な地域公共交通計画への反映に必要な基礎データの確保、並びに補助金額の精算のため、毎月の事業が完了後、翌月 10 日までに、以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 月次事業実績報告書
- (2) 月次収支決算書及び支出を証明する証拠書類（領収書の写し等）

7 補助金額の確定及び交付（経費精算）

町は、前号により提出された書類を精査し、当該月の運送対価（超過収入等）の額

を確定するとともに、実際の補助対象経費の額に基づき月ごとに補助金額を精算し、これを交付するものとする。

第6 事業の変更及び財産等の管理

1 事業計画の変更、中止又は廃止

補助事業者は、次の各号に掲げる変更等を行おうとするときは、再度事業計画を町に申請し、地域公共交通会議にてその承認を受けなければならない。ただし、運行に支障を来さない範囲での細部の調整等の軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 運行区間、運行便・時間帯、定時発車スケジュール等、運行計画の重要な変更
- (2) 補助対象経費の配分（費目間の流用等）の重要な変更
- (3) 本事業の中止又は廃止

2 補助金等により取得した財産の管理

補助事業者は、本事業の補助金を財源として取得し、又は効用が増加した財産（車載機器等。以下「取得財産等」という。）について、善良な管理者の注意をもって適切に管理しなければならない。

補助事業者は、取得財産等について、町の承認を受けることなく、本事業の目的以外に使用（他事業への無断転用等）し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 データの共同活用

補助事業者は、本事業を通じて蓄積されたデータ（個人情報を除く運行データ等）について、町が地域交通の利便性向上のための分析・検証等に活用することをあらかじめ承諾するものとする。

第7 コンプライアンス及びその他留意事項

1 関係法令等の遵守

補助事業者は、本事業の実施にあたり、道路運送法をはじめとする関係法令、ガイドライン、及び松田町補助金等交付規則等の規定を厳格に遵守しなければならない。また、運行の安全確保及び公金の適正な執行に関し、町から必要な指示があった場合は、これに従わなければならない。

2 補助金交付決定の取消し

補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当町は補助金の交付

決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受給しようとしたとき。
- (2) 補助金を本事業以外の目的（他事業への流用等）に使用したとき。
- (3) 正当な理由なく、運行実績等の月次報告を怠り、又は虚偽の報告を行ったとき。

3 補助金交付決定の返還

前各号により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、町は期限を定めてその返還を命じるものとする。

4 情報の公開及び成果の公表

本事業の応募書類及び実施結果に関する資料は、松田町情報公開条例に基づき、不開示情報を除いて情報公開の対象となる場合があることを、応募者は予め了承するものとする。